平成２３年（フ）第４４９号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目170番地７　ウインズ戸ヶ崎201号室
債務者　滝澤　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５４６号
埼玉県川越市仙波町１丁目４番地16　南団地Ｋ２―304号室
債務者　松沢登紀夫
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１８２号
札幌市西区山の手３条１丁目３番10号　ノルド山の手101号
債務者　藤井　政司
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３１８号
札幌市西区八軒５条西１丁目２番８号　琴似タウンハウス
債務者　小野　英美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４５３号
北海道千歳市富丘４丁目11番37―166号
債務者　田口　美樹（旧姓白瀬）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４９６号
札幌市清田区真栄５条３丁目10番８号
債務者　佐藤　賢太
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５６２号
札幌市北区新琴似10条16丁目３番11号
債務者　堺　伊津子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５７８号
札幌市北区北23条西５丁目１番５―309号
債務者　西本　好男
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０号
岩手県奥州市江刺区米里字学間沢121番地
債務者　三浦　正男
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第４１号
岩手県奥州市江刺区米里字学間沢121番地
債務者　三浦多嘉男
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第５３号
岩手県奥州市水沢区字立町57番地　末広荘３号
債務者　千葉　克則
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１９７号
群馬県太田市金山町９番６号
債務者　秋山　誠二
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１９８号
群馬県太田市金山町９番６号
債務者　秋山　芳子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２１１号
群馬県太田市新田中江田町1240番地８
債務者　川田　明美（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３３０号
群馬県高崎市八幡町33番地５
債務者　茂木紀一郎
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６７０号
埼玉県川越市南台３丁目８番地２　グラン・コート南大塚103号
債務者　櫻井　義一
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６７６号
埼玉県川越市大字藤間400番地１
債務者　伊藤るみ子（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３５３号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1918番地
債務者　力石みゆき
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部